

議案第 30 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 11 月 28 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市立保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項に次の 3 号を加える。

- (6) 市川市立市川南保育園
- (7) 市川市立宮久保保育園
- (8) 市川市立欠真間保育園

第 10 条第 2 項中「運営している」の次に「社会福祉法人である」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市川南保育園、宮久保保育園及び欠真間保育園の管理を指定管理者に行わせることとするとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。